

令和6年第12回

美里町農業委員会総会議事録

第12回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和6年11月25日(月) 午後1時30分から午後2時04分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(16名)

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	8 番	繁泉 順子	9 番	佐々木幸一郎
10 番	小野 保裕	11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博
13 番	遊佐 恭一	14 番	渡邊 雅光	15 番	邊見 勝寿
16 番	伊藤 恵子				

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農用地の形状変更届出について
5. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局 長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	では、定刻になりましたので、ただいまより令和6年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和6年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、16人全員の出席であります。総会を開く場合、委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	最初に、議事録署名委員の選任をいたします。議事録署名委員は、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。15番邊見勝寿委員、1番小田嶋勝美委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について。 11月7日と21日に農家相談を実施しましたので、担当委員より報告をお願いいたします。
福田なほ子委員	11月7日、201会議室におきまして、邊見会長職務代理者、我妻委員、福田の3名で担当いたしました。相談者はございませんでした。 以上です。
久道雄悦委員	11月21日に201会議室において、伊藤会長、古内委員、久道となっておりますが、相談者はございませんでした。
議長	ご苦労さまでした。
議長	次に、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項2から報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、次に、報告事項４番、農用地の形状変更届出について事務局より報告をお願いいたします。

また、１１月１４日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(報告事項４について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

次に、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

尾形 司委員

それでは、報告いたします。

農地調査委員会は、繁泉委員と委員長である私、尾形と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計６名で１１月１４日水曜日に現地調査を実施しました。

農用地の形状変更届出の件について、番号９の申請地は●●字●●です。畑地化し耕作可能な土質による盛り土がされており、露地野菜の作付けを予定しています。特に問題はないものと確認してきました。

番号１０の申請地は●●字●●です。畑地化し耕作可能な土質による盛り土がされており、露地野菜が作付けされておりました。特に問題はないものと確認してきました。

番号１１の申請地は●●字●●です。畑地化し耕作可能な土質による盛り土がされており、露地野菜の作付けを予定しています。特に問題はないものと確認してきました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは次に、報告事項５番、非農地証明願についてに入ります。

また、１１月１４日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(報告事項５番について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員による調査結果についての報告をお願いいたします。

尾形 司委員

報告いたします。

非農地証明願についての意見といたしましては、番号１９の申請地は●●字●●です。現地は●●●●●●●●●●に転用許可を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も●●●●●の一部として使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号２０の申請地は●●字●●です。現地は●●●●●●●●●●の●●●●●●●●として雑種地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号２１の申請地は●●字●●です。現地は●●●●●●●●●●に転用許可を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も●●●●●の一部として雑種地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので議事に入ります。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

議長

次に、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを審議いたします。
質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
また、11月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

尾形 司委員

報告いたします。
第3号議案の番号27の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●の●●●●及び●●●●です。現地は上下水道管が埋設された道路の沿道にあり、おおむね500メートル以内に2つの教育施設があることから、農地区分が第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当としました。
番号28と29の申請地は、共に●●字●●にあり、転用目的は●●●●●●●●です。現地は宅地及び河川、鉄道等により10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。
以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。
事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 1 番

署 名 委 員
議 席 1 5 番